

総務事務センター長が行う物品等の調達等の事務に関する規則第2条第6号に規定する物品と
ならないもの「特殊物品（調達対象外物品）」

番号	分類	物品の一例
1	価格が定まっている物品	新聞(共通経費以外のもの)、図書、雑誌、法規等の追録、地図、パンフレット等
2	官公署等から購入する物品	切手、はがき、印紙、証紙等
3	製造等が必要な物品	名刺・ゴム印 写真の現像・焼付 印刷物（指定消耗品以外のもの） 看板・懸垂幕類等 備品等修繕等
4	事業用物品(調達にあたって専門的な知識又は技術を要するもの等)	燃料類（総務事務センター長が購入単価及び購入先を決定する以外のもの） 食料品等 医薬品類 消防・防災等の装備関係物品 災害救助用の物品 工事用原材料品 実習、試験研究用物品 施設等の修繕・維持管理用物品 動物 鉢植、盆栽、切花、草木の種苗等 美術工芸品 記念品、贈与品等（報償費で支出するもの）